大臣指示

平成 26 年 9 月 25 日

○ まち・ひと・しごと創生本部において決定された基本方針を踏まえるとともに、以下に掲げる事項に留意し、総務省が有する政策資源を最大限に活用し、個性あふれる地方の創生を通じた我が国の活力の維持・向上に全力をあげて取り組むこと。

この際、地方自治体や地域経済界の意見を十分に聴き、地方の熱意 と創意を活かした実効的な政策を推進すること。

- 1 地域経済イノベーションサイクルを推進し、地域資源の活用や地域への人材の還流・企業の移転等を通じて、ローカルアベノミクスとして景気回復の成果を全国津々浦々まで届けるとともに、地域の特性に即した持続可能で活力ある地域づくりを支援すること
- 2 地方中枢拠点都市圏の形成など地域の実情に応じた地方自治体間の連携を推進するとともに、人口減少が続く小規模基礎自治体については、過疎対策などを充実させ、でき得る限りの支援策を講じること
- 3 地方自治体が自主性・主体性を最大限に発揮し、総合的に事業を 展開できるよう、地域間の税源の偏在是正の推進や、地方交付税の充 実等の地方財政措置の検討により、安定的で自由度の高い財源を確保 するなど、地方税財政の充実を図ること
- 4 テレワークの推進をはじめとした ICT の活用等により、女性を含むすべての人々が地方に住み、就労・子育てができる環境整備を支援するとともに、地域産業の活性化を図ること
- 5 国、地方、企業、個人それぞれがすべての地域において ICT の恩 恵を受けられるよう、情報通信基盤・事業環境を整備し、世界最先端 の「社会全体の ICT 化」を進めること
- 6 住民の安全・安心な暮らしの確保は、地域社会の維持・発展の基礎となるものであることから、地域の消防防災体制の充実強化や ICT 利活用による防災の推進に万全を期すこと